

日本フォレンジック看護学会会則

第1章 総則

第1条 本学会は、日本フォレンジック看護学会(Japan Association of Forensic Nursing)と称する。

第2条 本学会の事務局は、茨城県稲敷郡阿見町阿見4669-2 茨城県立医療大学内に置く。

第3条 本学会の設立年月日は、2014年(平成26年)3月29日とする。

第2章 目的及び事業

第4条 本学会は、フォレンジック看護の臨床的及び学術的發展を促進し、その知識の普及活動等各種事業を行い、もって会員の学術的向上及び暴力と虐待の防止とケア、人々の生涯にわたる健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

第5条 本学会は、前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 会誌等の発行
- (3) 研究活動の推進
- (4) 実践コンサルテーション
- (5) 教育・研修事業
- (6) 人権擁護と暴力根絶のための積極的な予防啓発活動
- (7) フォレンジック看護実践基準の提供
- (8) フォレンジック看護実践の倫理綱領の提供
- (9) 会員相互並びに国内外の関連機関との交流
- (10) その他、本学会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第6条 本学会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

第7条 正会員は、本学会の目的に賛同する看護職者及び医療・保健・心理・福祉・教育・司法・行政、その他暴力被害者等の支援活動や研究に従事している者で理事会の承認を得た個人をいう。

第8条 賛助会員は、本学会の目的に賛同する個人または団体に理事会の承認を得たものをいう。

第9条 本学会に入会を希望するものは、本学会において知り得る個人情報保護を遵守することを誓約し、日本フォレンジック看護学会事務局に入会申込書を提出する。

第10条 本学会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。この場合、既納分は、理由の如何を問わず返還しない。

第11条 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出するとともに、会費の滞納がある場合はこれを納入しなければならない。

第12条 正当な理由なく会費を2年間滞納した会員は、退会したものとみなす。

第13条 本学会の名誉を傷つける、または本学会の目的に反する行為をした会員については、理事会の議決を経て除名することができる。

第4章 役員

第14条 本学会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 10名(理事長・副理事長を含む)
- (4) 監事 2名

第15条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事は、別に定める細則により選出する。
- (2) 理事長及び副理事長は、理事の中から選出し、総会の承認を得る。

第16条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 理事長は、本学会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、学会の運営及び事業の推進における日常の会務及び緊急事項を処理する。
- (4) 監事は、本学会の事業運営並びに会計及び資産を監査する。

第17条 本学会に幹事をおくことができる。幹事は、会務の遂行に必要な場合、理事の推薦により、理事会の承認を経て選出される。

第18条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

第19条 本学会に次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

第20条 総会は、毎年1回理事長の招集により行う。ただし、会員の5分の1以上から請求があった場合、または理事会が必要と認めた場合、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。

2. 総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

第21条 理事会は、年2回以上開催する。理事会に幹事はオブザーバーとして参加することができる。

第6章 学術集会

第22条 学術集会は、年1回開催する。

第23条 学術集会長は、理事会の推薦による。

2. 学術集会長は、学術集会を主宰する。

3. 学術集会長は、学術集会の運営等に関し企画委員を委嘱し、委員会を組織し、委員長となる。

第7章 会誌等

第24条 本学会は、年1回以上会誌を発行する。

第25条 本学会は、会誌の編集及び発行を行うため理事会で推薦された4名の委員からなる編集委員会をおく。

2. 編集委員長は、編集委員会において理事の中から選出する。

第8章 会計

第26条 本学会の会計年度は、9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第27条 本学会の経費は、会費及び寄付金その他の収入によってまかなう。毎年度の事業計画及び出資予算は、幹事が監査を行い、その結果を理事会に報告する。出資決算は理事会の承認を得た上で、総会に報告するものとする。

第9章 会則の変更

第28条 本学会の会則を変更する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

第10章 雑則

第29条 本学会の会則に定めるものの他、本学会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

1. 本学会第10条に規定する年会費は、正会員8,000円、賛助会員(個人)10,000円、賛助会員(団体)30,000円とする。
2. 本学会則は、平成26年3月29日より施行する。